

子どもの権利と国の動向

2025年11月18日

一般社団法人Everybeing
共同代表 西崎萌



自己紹介

西崎萌(にしざき めぐみ)

一般社団法人Everybeing共同代表

- 新潟県出身、東京都品川区在住
- 国際基督教大学卒業後、民間企業、高校教員を経て筑波大学教育研究科修了(教育学修士)
- 子ども支援専門の国際NGOで国内外の子どもの権利保障のための政策提言活動に約8年間従事
- 内閣官房こども家庭庁設立準備室・こども家庭庁アドバイザー(総合政策担当)
- 2023年11月Everybeing立ち上げ、共同代表
- 2024年度 長野県山ノ内町子ども子育て会議 座長
- 東京都「学校生活になじめない子供を取り巻く実態に関する調査(定性調査)」監修 など





今日のゴール

- 子どもの権利条約の内容を理解し、子どもと共有できるようになる
- 子どもの権利に関する日本国内の情勢を知る

子どもの権利とは

「子どもの権利」について知っていますか？

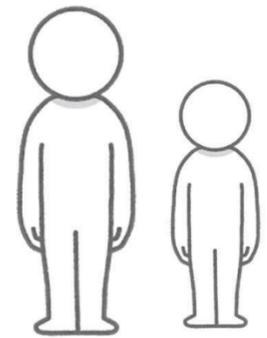
1. 内容までよく知っている
2. 内容を少し知っている
3. 名前だけ聞いたことがある
4. 知らない





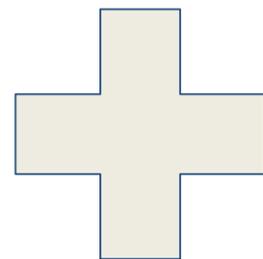
子どもの権利

子どもの権利は子どもの「基本的人権」



すべての子どもが健やかに、1人の人として育つために必要な「あたりまえ」のこと
18歳未満のすべての子どもが生まれたときから持っているもの
=何かをしたら(対価として)与えられるものではない

守られる



主体的に
使う

子どもはだんだんと
人間になるのではなく
すでに人間なのだ

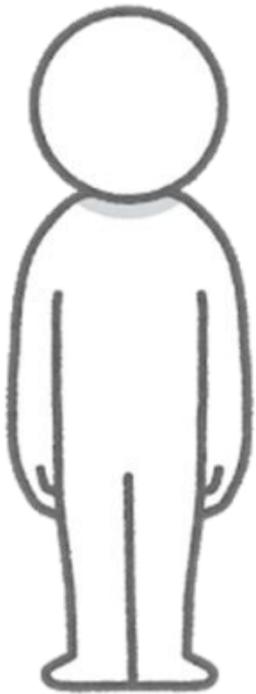
ヤヌシュ・コルチャック



もっとかんたんに言うと・・・

主体的に
使う

- ◆だれかの言いなりになったり、あやつり人形になったりしない
 - 自由に思いや気持ちを言うことができるよ
 - 子どもにとってもっともよいことを、自分で／大人といっしょに決められるよ



- ◆安心して生きることができるように守られる

守られる

- どんな生活なら、安心して毎日をすごすことができるかな？

子どもの権利条約

子どもの権利条約は国際条約

= 子どもにとって一番良いことをしようという国同士の約束ごと

子どもの権利は
子どもに関するあらゆることを考えるときの「ものさし」

子ども = Rights Holder (権利の主体)

国 = Duty Bearer (義務履行者)



子どもの権利条約は、
条約のなかで
一番批准している国・地域が多い条約

前文と54の条文

子どもの権利の4つの一般原則

4つの原則①

**命を守られ
成長できること**

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4つの原則②

**子どもにとって
最も良いこと**

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

4つの原則③

**意見を表明し
参加できること**

子どもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

4つの原則④

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの身近な子どもの権利

第31条 遊ぶ権利

子どもは適切な休息と自由な時間を持ち、年齢に応じた遊びやレクリエーション活動、文化的な生活や芸術活動に参加する権利がある

第19条

あらゆる暴力からの保護

暴力を振るわれたり、不当な扱いを受けたりすることがない

第36条

あらゆる搾取からの保護

どのような形であっても、子どもの幸せを奪って利益を得るようなことから子どもを守らなければならない

第23条

障がいのある子どもの権利

障がいのある子どもが、自分への誇りをもち、自立に向けて、社会への参加を促し、人間らしく生活できるようにする

第28条

教育を受ける権利

すべての子どもが教育を受けられるようにしなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはならない

第16条

プライバシー、通信・名誉の保護

恣意的に自分のことや家族のこと、住まいについて探られない

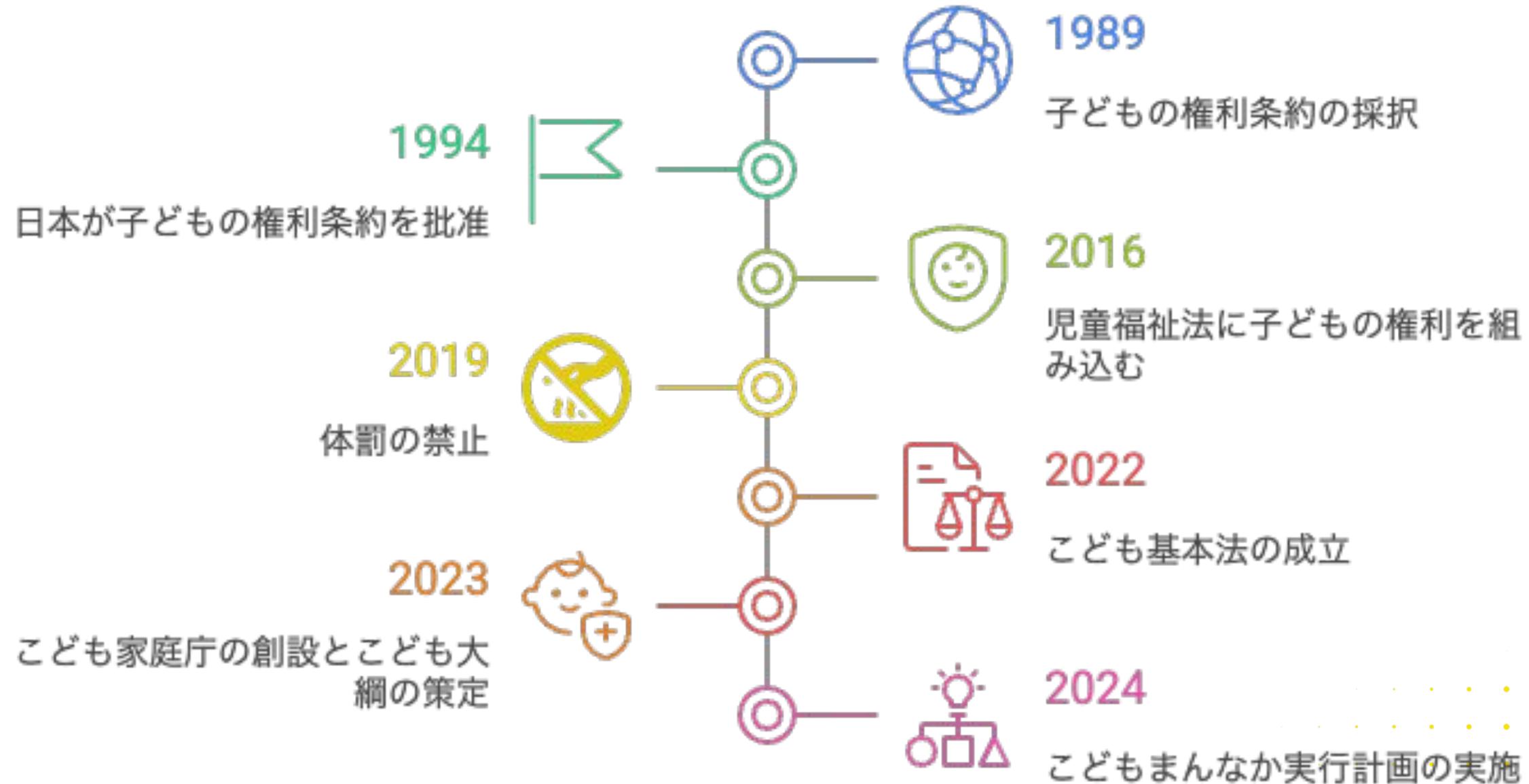
第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものである



子どもの権利と国や自治体の動き

日本における子どもの権利の重要なマイルストーン



こども家庭庁設置法とこども基本法



子どもの危機！

子どもが安心して成長できる社会を
作らねばならない

2022年6月 2本同時に成立

こどもまんが
こども家庭庁

すべての子どもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す(1条)

子どもの権利の4つの一般原則

4つの原則①

**命を守られ
成長できること**

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4つの原則②

**子どもにとって
最も良いこと**

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

4つの原則③

**意見を表明し
参加できること**

子どもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

4つの原則④

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こども基本法の基本理念

基本理念①

差別のないこと

全てのこどもについて、個人として尊重され、その**基本的人権が保障**されるとともに、**差別的取扱いを受けない**ようにすること

基本理念②

命を守られ 成長できること

全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、**その健やかな成り及び発達並びにその自立が図られる**こと(後略)

基本理念③

意見を表明し 参加できること

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、**自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること。

基本理念④

子どもにとって 最も良いこと

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮**されること

こども基本法には他にも・・・

- こども基本法・こどもの権利の周知(第15条)
 - 広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする
- こどもの意見反映(第11条)
 - 国・地方自治体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たっては、こども及び関係当事者の声を反映するために必要な措置を講じるものとする

こども大綱

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

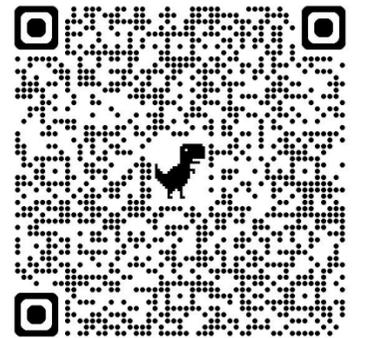
④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



子どもの権利どれぐらい知られているの？

Q. 子どもの権利条約を知っていますか？

子どもの権利条約を「どんな内容かよく知っている」「どんな内容かすこし知っている」「名前だけ聞いたことがある」と回答した割合(N=21,363)

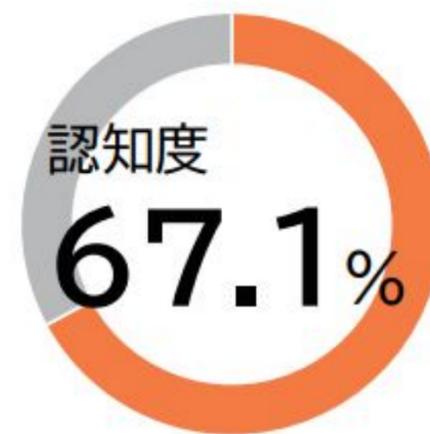
《小学1～3年生》

《小学4～6年生》

《中学生》

《高校生》

《大人》



小中学生は、子どもの権利条約を「聞いたことがない」という回答者が最も多く
おとなの約半数が「聞いたことがない」と答えています。

出典：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究 報告書 概要版」(2024)

→子どもの権利条約42条 知る権利

子どもが自分自身の権利を知る

- 子ども自身が自分に権利があることを知る: 日常の中で体験的に「子どもの権利条約」を知る権利
- 子どもには権利があることを周りの大人が知り、実践する日常の中で「自分に権利があること」を体験する



きみがきみらしく生きるための
子どもの権利

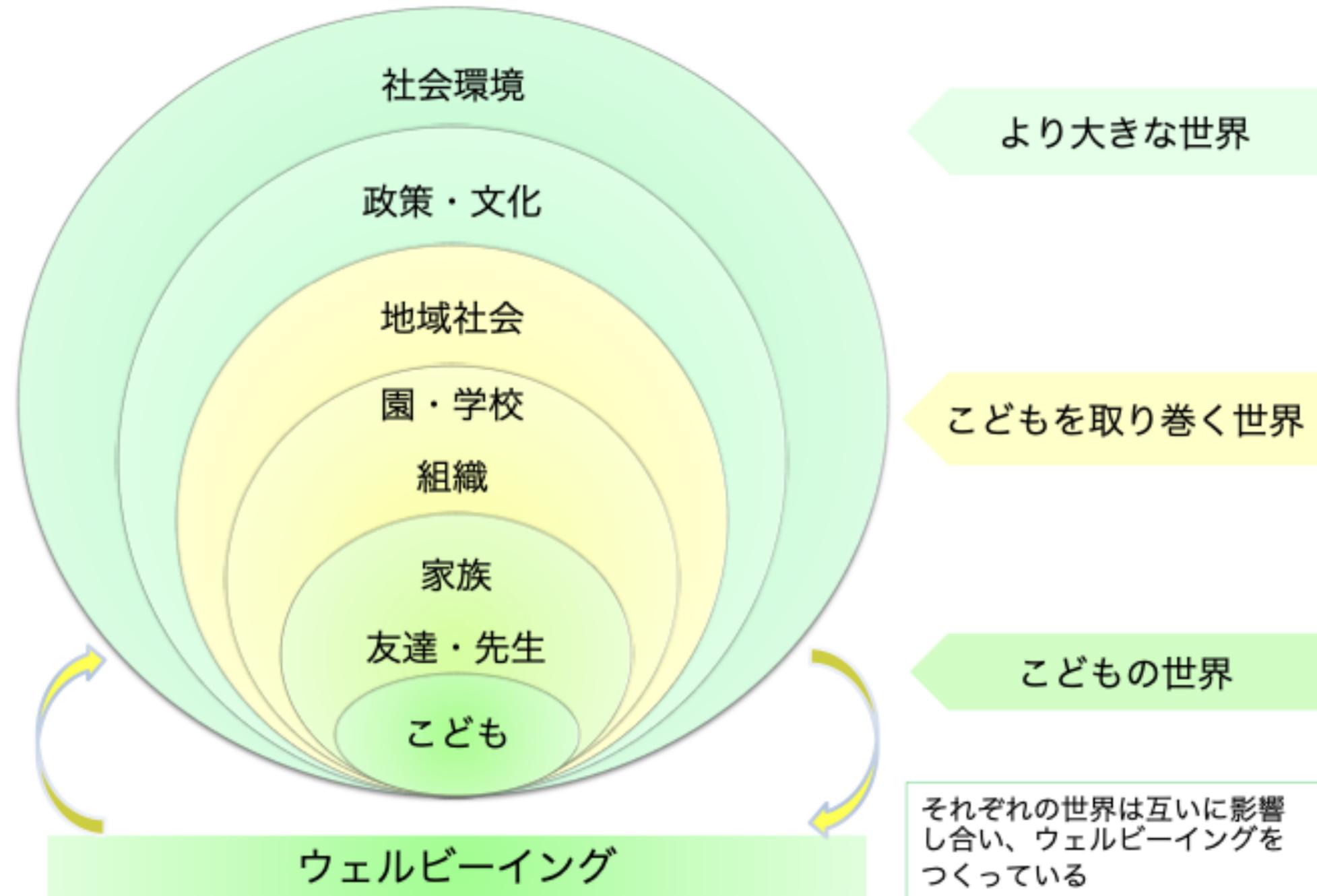
甲斐田 万智子 (監修)
林 ユミ (イラスト)



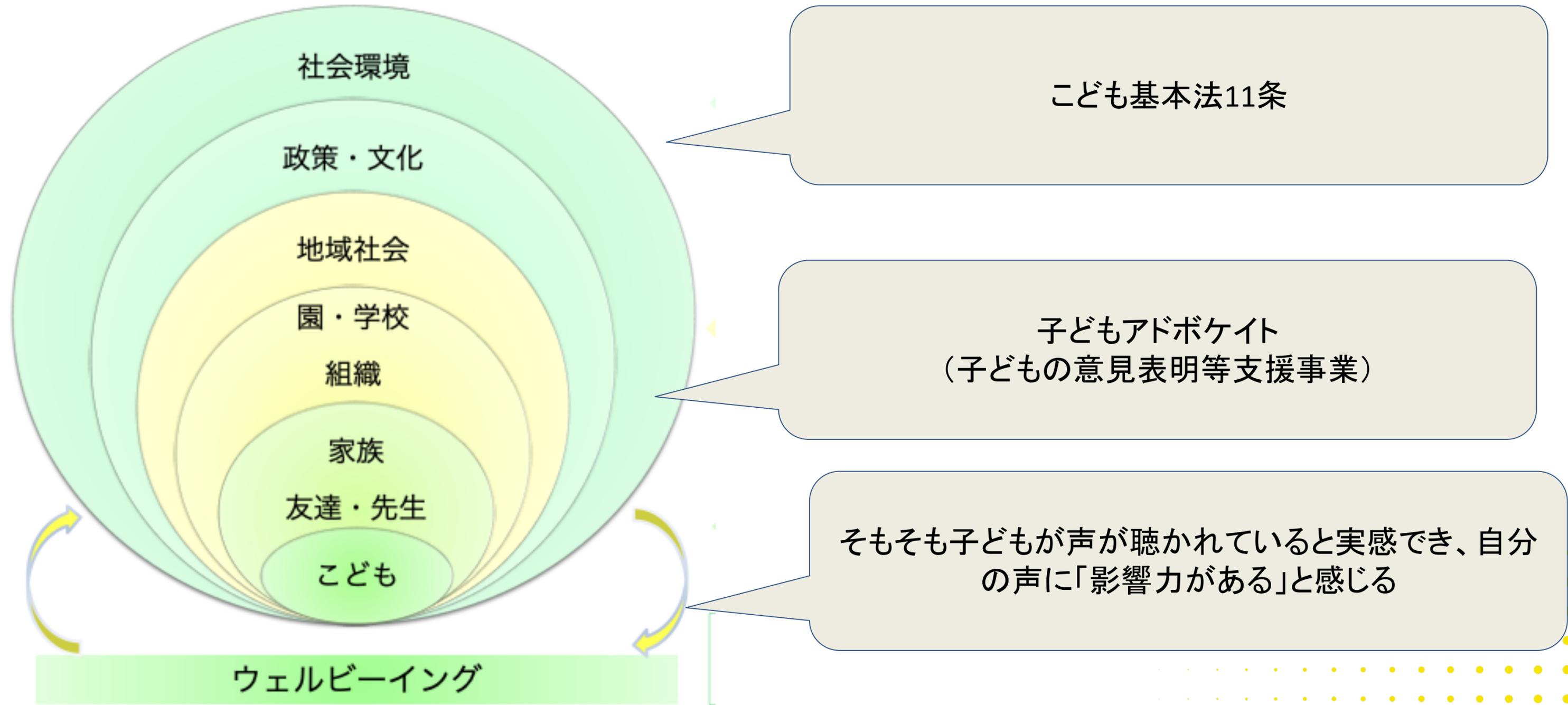
ようこそ こどものけんりのほん
(コドモエのえほん)

えがしら みちこ (著), 子どもの権利・きもちプロジェクト (著)

子どものウェルビーイングをつくるもの



国の範疇にある「子どもの意見反映」



誰もが大事にされる経験を・・・



- 「自分の権利を大切にする」
「相手の権利を大切にする」
をお互いに考える
 - 相手＝子ども同士(例:保育園や学校などの友達)、子どもと大人
- 大人は子どもたちが自分の権利のこと、相手の権利のこと、自分を尊重すること、お互いを尊重することはどういうことかを話し合える土壌をつくる

→相互尊重(そうごそんちょう)

権利の相互尊重:お互いの権利を尊重する

子どもの権利が尊重されることは、子どもだけでなく、子どもの周りにいる大人が自分でいられ、大人の尊厳が守られることにも繋がっていく

- 大人も自分の権利を大切にする
子どもの権利を大切にする時、自分にはどんな不安や恐れ、願いがあるかをみつめる
- 大人同士が自分たちの権利を大切にしあえる土壌をつくる
- 自分の権利の尊重、お互いの権利の相互尊重を、大人たちも体験する

継続的な学び合いの場

